

注) この例は過去の災害において、都道府県が作成し、使用した応急修理の実施要領をもとに、  
例示として示したものです。必要に応じ、修正してご利用下さい。

(別添3)

**(災害名)における住宅の応急修理実施要領(例)**

(平成〇年〇月〇日決定)

災害救助法(以下「法」という。)では、「応急救助」、「自治体自らが実施する現物給付」という基本原則の下で住宅の応急修理を行なうこととされているが、この実施要領は、(災害名)における、法に基づく住宅の応急修理の取扱について定めるものである。

なお、本制度の対象となる、法の適用を受けた市は、(市町村名)である(平成〇年〇月〇日適用)。

1 対象者

(1) 以下の全ての要件を満たす者(世帯)

- ① 半壊又は大規模半壊の被害を受けたこと  
当該災害により半壊又は大規模半壊の住家被害を受けたこと。  
なお、全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、住宅の応急修理の対象とはならないこと。ただし、全壊の場合でも、応急修理を実施することにより居住が可能である場合はこの限りでない。
- ② 応急修理を行なうことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること  
対象者(世帯)が、現に、避難所、車等で避難生活を送っており、応急修理を行うことで、被害を受けた住宅での生活が可能となることが見込まれること
- ③ 応急仮設住宅を利用しないこと  
住宅の応急修理と重複して、応急仮設住宅(民間賃貸住宅含む)を利用することは、応急修理の目的を達成できないため認められないこと。

(2) 所得等の要件

前前年(7~12月の災害の場合は前年)の世帯収入が、以下のいずれかの要件を満たす世帯

ただし、大規模半壊又は全壊の住家被害を受けた世帯については、以下の要件を問わない。

- ① 収入額(年収) ≤ 500万円の世帯
- ② 500万円 < 収入額(年収) ≤ 700万円の世帯のうち、世帯主が45歳以上の世帯又は要配慮世帯
- ③ 700万円 < 収入額(年収) ≤ 800万円の世帯のうち、世帯主が60歳以上の世帯又は要配慮世帯

(注) 要配慮世帯については、別紙1および様式第1号参照。また、年収の算定にあたっては、別紙2のとおり地方税による総所得金額に基づき算定するものとする。

2 住宅の応急修理の実際

(1) 住宅の応急修理の範囲

住宅の応急修理の対象範囲は、屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所について、実施することとする。